輸第102838号	化成肥料	りん安N860	株式会社農産アグリーン	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第102848号	化成肥料	りん安　10―51	新ケミカル商事株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第102849号	化成肥料	りん安２号	新ケミカル商事株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第102850号	被覆加里肥料	モイスコートMOP	H&H商事株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目11番12号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町青原三五六から三六六まで、三五六の一、三五八の一、三六一の一から三六一の三まで、三六二の一、三六三の一、三六四の一、三六四の二、三六五の一、七二五、七二五の一、七二五の二、七二七の一、七二八、九七七、九九二から九九七まで、一〇〇四、一〇〇八から一〇一一まで、一〇一二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

青原七二七の一・九九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五六から三六六まで、三五六の一、三五八の一、三六一の一から三六一の三まで、三六二の一、三六三の一、三六四の一、三六四の二、三六五の一、七二五、七二五の一、七二五の二、九七七、九九二から九九四まで、九九七、一〇〇九から一〇一一まで、一〇一二の四

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫三九七三の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川四七（次の図に示す部分に限る。）、四八、一一四四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県みよし市根浦町一丁目二の六から二の八まで、二の一〇、二の一一、二の一五から二の二四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字御所平七〇の三一八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村上黒川字貝込三五の一三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村上黒川字貝込三五の一三（次の図に示す部分に限る。）、三五の一〇、三五の一一、三五の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市丹坂町字野間八二の九、八二の二一から八二の二三まで、八二の二九、八二の三〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅